

沼津市との遺言を活用した遺贈に関する協定書の締結について

沼津信用金庫は、去る5月12日（金）、沼津市と「遺言を活用した遺贈に関する協定書」を締結いたしました。

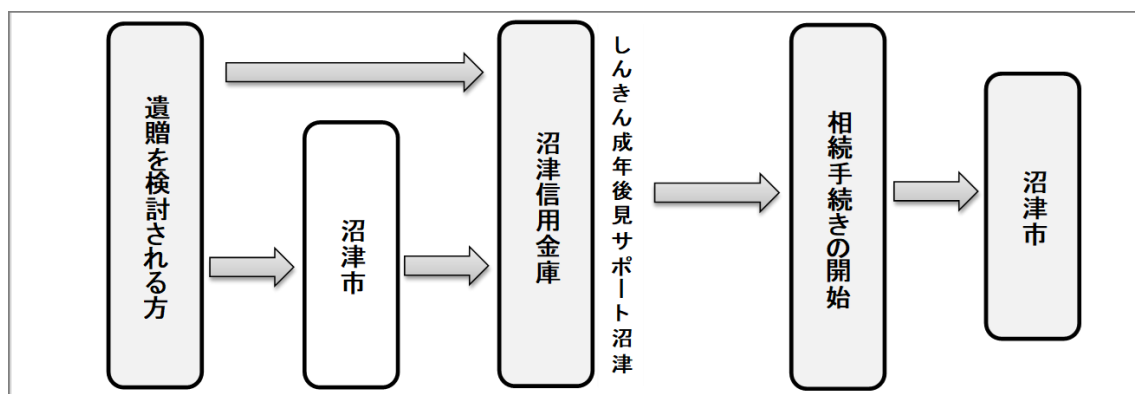
沼津信用金庫は、本協定の締結により、これまで以上に沼津市との連携を密にし、地域のお客様のニーズに応じてまいります。



<背景>

高齢化が進む中で「将来自分の遺産を沼津市のために役立てたい」という地域のお客様の希望を実現するため、沼津信用金庫は沼津市と協定を締結し、遺言を活用して遺贈寄付のお手伝いをしてまいります。

<スキーム概要>



※しんきん成年後見サポート沼津は沼津信用金庫と地域の社会福祉法人が主体となり、後見人の担い手不足や制度の普及に貢献するために設立した一般社団法人です。法定後見はもとより、任意後見も積極的にサポートする他、遺言や死後事務委任契約の作成についてもサポートを行っています。